

「地震－そのとき学校は－2014年(平成26年)改訂版」について(概要版)

1 「地震－そのとき学校は－」の変遷

本市教育委員会では、昭和51年3月に、市立小・中及び特別支援学校の教職員向けに「地震－そのとき教師は－」を作成し、日常教育活動の中での地震対策や、東海地震警戒宣言発令時の対応等、学校における地震災害対策の基準を示してきました。その後、阪神淡路大震災、新潟県中越地震を教訓に、直下型地震に対する対応や避難施設運営開始までの体制整備等を盛り込み「地震－そのとき学校は－」として改訂しました。そして、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年に、大規模地震における学校の取るべき対応や津波災害への対策等を補充し、改訂してきました。

昭和51年 「地震－そのとき教師は－」発行

日常教育活動の中での地震対策について

昭和53年 大規模地震災害特別措置法 東海地震への対策

昭和54年 「市立学校における東海地震警戒宣言発令時の対策」
「防災基本計画」

昭和55年 「地震－そのとき教師は－」改訂
予知型地震への対策

昭和63年 「地震－そのとき教師は－」改訂
巨大地震対応・施策改正

《 阪神・淡路大震災発生(平成7年1月17日) 》

平成7年 小中学校に防災備蓄倉庫設置 避難所運営対策

平成8年 「地震－そのとき教師は－」改訂
直下型地震対応

平成15年 「東海地震に関する情報・対応」変更

《 新潟県中越地震発生(平成16年10月23日) 》

平成18年 「地震－そのとき学校は－」発行

日常の防災教育・避難所運営開始までの具体的体制整備

平成21年 「地震－そのとき学校は－」改訂版発行
市連絡機構等の変更

《 東日本大震災発生(平成23年3月11日) 》

平成24年 「地震－そのとき学校は－」2012年(平成24年)改訂版発行
発生時の初動体制・風水害対策編

平成26年 「地震－そのとき学校は－」2014年(平成26年)改訂版発行

医療体制について・避難施設の運営等の追加

2 本改訂の目的

平成25年7月、東日本大震災をはじめとする昨今の災害を踏まえ、本市における災害対策の大綱という位置付けである「藤沢市地域防災計画」が改訂されたことから、「地震－そのとき学校は－」についても、改訂を行いました。

今回の改訂では、次の4点の課題について整理を行い、今までの対応の見直しを行いました。

- (1) 改訂された藤沢市地域防災計画との整合性
- (2) 新たな情報発信手段の情報提供
- (3) 学校の実態に即した防災対策の検討
- (4) 新たな基準や表現の変更

3 改訂版の構成

- | | |
|-------------------|-----------------|
| I 大規模地震が発生したときの対応 | II 日常における学校防災対策 |
| III 東海地震について | IV 資料 |
| V 風水害対策編 | |

4 主な改訂内容

課 題	改訂のポイント	改 訂 内 容	改訂版 の頁
(1) 改訂された藤沢市 地域防災計画との 整合性	大規模地震の 定義	気象庁が震度5弱以上を観測し、発表した場合、または藤沢市で震度5弱以上の地震が観測された場合とした。	1
	津波避難対象 校について	津波に対する避難を行う学校を、津波浸水想定区域、または津波避難対象地域に設置された学校とすることで、津波避難対象校を8校とした。	5
	学校防災対策 本部の設置	藤沢市災害対策本部が震度4の地震で設置されることに合わせて、学校防災対策本部の設置を義務づけた。	10
(2) 新たな情報発信 手段の情報提供	藤沢市の情報 ツール	ふじさわ防災ナビ、防災行政無線情報のツイッターによる配信等を記載した。	1
	学校状況の発 信ツール	学校連絡メール、学校ホームページ等を活用した情報発信について記載した。	14
(3) 学校の実態に即し た防災対策	児童生徒の下 校・引き渡し の措置	保護者の引き取りを原則とするが、学校周辺の被災状況から安全が確認された場合、保護者への周知を図った上で、学校長の判断で児童生徒の下校を可能とした。	9
		小学校において、保護者引き取りを必要とする場合、事前に保護者からの申し出があれば、中学生を弟、妹の引き取り人として認めることとした。	
	避難施設開設 における対応	児童生徒の在校している時間帯、登下校中、休業日、早朝・夜間に発災した場合の児童生徒の安全確保、避難施設開設における対応を記載した。	22 24~ 27
(4) 新たな基準や表現の変更		平成25年3月に津波警報・注意報の発表方法や表現が改善されたことを記載した。	62
		平成25年8月に特別警報という新たな基準が発表されたことについて、記載した。	69

5 今後について

改訂版については、既に市立小・中及び特別支援学校の全教職員に配付しております。今後、各学校においては、改訂版の記載内容を基に、地域や学校の実情にあわせて、新たな学校防災計画を作成し、その計画を基に避難訓練等を実施する中で必要に応じて、見直しを図ります。また、保護者に対しては、学校防災計画の概要版を配布するとともに、周知及び啓発を行います。教育委員会としては、各校の学校防災計画を集約し、実態把握に努めるとともに、その計画策定にあたって助言等を行うことにより、児童生徒の安全確保及び学校における防災教育の充実を図っていきます。